

# 有田市みかん官能審査実施要領

## 1. 官能審査の目的

この審査は、有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定要領第9条の5の規定により官能審査を行うことで、申請みかんの品質を評価するために実施する。

## 2. 審査機関

審査は、原産地呼称管理委員会みかん官能審査委員会が行う。

## 3. 官能審査の方法

審査方法は以下のとおりとする。

### (1) 官能審査の基本的な考え方

官能審査委員会による食味審査の結果を踏まえた上で、合議により評価を行うこととし、品質が優れているものを認定する。

### (2) 評価方法

官能審査項目及び評価尺度は次のとおりとし、様式1により採点を行う。

#### ア 項目評価

項目	内容
①外観	目でみた傷の有無、形状、色等
②糖度	味わったみかんの甘さ
③酸度	味わったみかんのすっぱさ
④味	味わった時のうまみ等
⑤総合評価	食味の総合的な評価

#### イ 評価尺度

評価尺度	評価値
優れている	9・10
やや優れている	7・8
並	5・6
品質的に問題がある	3・4
明確な欠点を持ち、不適當	1・2

## 4. 官能審査の合否判定について

### (1) 評価の方法

食味審査では、官能審査員による評価を行う。

### (2) 合否の判定

食味審査の結果を踏まえた官能審査委員の合議により決定する。

ア 食味審査の結果は、外観・糖度・酸度・味の各項目の評価も考慮しつつ、総合評価の点数を基本として評価する。

イ 合議の際には、必要に応じて計測器等による測定値も参考とする。

(3) 官能審査による総合評価の平均点が6.5点以上の申請みかんについて、審査員の合議により合否を決定する。

## 5. 官能審査の方法及び留意事項

### (1) みかんの収穫・保管

区分	実施方法	留意事項
ア 申請みかんの収穫及び提出	審査対象みかんとして、所定の果実をみかん委員会が指定する期日までに収穫し、提出する。	階級Mサイズのみかん果実 3kg
イ みかんの保管	提出のあった申請みかんは、審査当日までの間、同一の冷暗所に保管する。	

### (2) 食味審査

区分	留意事項
ア 同一条件での審査	審査までの経過時間に差がでないようにする。
イ 試食	1つのみかんを4等分し、それを審査員が試食する。 試食が変わる都度、ミネラルウォーターで口中をすすぐ。
ウ 評価	申請みかんごとに「外観」、「糖度」、「酸度」、「味(バランス)」、「総合評価」の順序で評価し、評価用紙に記入する。
エ 評価用紙の回収	全ての審査対象みかんについての試食・評価が終了した後に、記載漏れのないことを確認して回収する。
オ 合議	総合評価の平均点が基準以上の申請みかんについて、品番順に委員による合議を行い、合否を決定する。

(様式1)

## みかん官能審査票

審査員氏名 \_\_\_\_\_

○審査項目及び評点基準は次のとおりとする。

項 目	評点基準
① 外観	9・10点 優れている
② 糖度	7・8点 やや優れている
③ 酸度	5・6点 並
④ 味(バランス)	3・4点 品質的に問題がある
⑤ 総合評価	1・2点 明確な欠点を持ち、不適當

品番	外観	糖度	酸度	味	総合評価	コメント (6点以下の評価のある場合には必ず記入する)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						